

令和6年度

定期監査(後期)及び
財政援助団体等監査
結果報告書

笠岡市監査委員

笠監第246号

令和7年3月14日

笠岡市長 栗尾 典子 殿

笠岡市議会議長 大月 隆司 殿

笠岡市教育委員会 殿

笠岡市選挙管理委員会 殿

笠岡市監査委員 中西 尚子

同 藤井 義明

令和6年度定期監査(後期)及び

財政援助団体等監査の結果について (報告)

笠岡市監査基準第18条第2項及び地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査(後期)を、また、同基準第18条第1項第6号及び同法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施しました。ついては、同基準第31条第1項及び同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

～ 目 次 ～

定 期 監 査

第1	監査の期間及び対象	-----	1
第2	監査の範囲及び方法	-----	1
第3	監査の結果	-----	1
1	市民生活部		
(1)	市民課	-----	2
(2)	人権推進課	-----	2
(3)	環境課	-----	3
2	健康福祉部		
(1)	まるごと支援推進課・みんな就労支援センター	-----	4
(2)	地域福祉課	-----	4
(3)	生活福祉課	-----	4
(4)	長寿支援課	-----	5
(5)	健康推進課	-----	5
3	こども部		
(1)	子育て支援課	-----	6
(2)	こども育成課	-----	6
4	会計管理者		
	会計課	-----	7
5	市民病院		
(1)	市民病院事務局	-----	7
(2)	病院建設課	-----	7
6	教育部		
(1)	教育総務課	-----	7
(2)	学校教育課	-----	8
(3)	生涯学習課	-----	8
	中央公民館，図書館，竹喬美術館，カブトガニ博物館		
(4)	スポーツ推進課	-----	9
7	議 会		
	議会事務局	-----	9
8	選挙管理委員会		
	選挙管理委員会事務局	-----	9

9 総括表	11
-------	----

財政援助団体等監査

第1 監査の対象	12
第2 監査実施の日	12
第3 監査の範囲及び方法	12
第4 監査の結果	12
1 フリースペース運営事業補助金	
(1) 補助金の交付に関する規程等	12
(2) 補助金交付の目的	12
(3) 対象財政援助団体の概要	13
(4) 交付の対象となる事務又は事業の内容	13
(5) 補助金の算定方法	13
(6) 補助金の交付状況	14
(7) 収支状況	14
(8) 検討事項	15
2 笠岡市離島地域協働型保育支援事業補助金	
(1) 補助金の交付に関する規程等	15
(2) 補助金交付の目的	15
(3) 補助対象地域及び補助対象施設	16
(4) 補助対象経費	16
(5) 対象財政援助団体の概要	16
(6) 補助金交付の対象となる事業	17
(7) 補助金の算定方法	17
(8) 補助金の交付状況	17
(9) 収支状況	18
(10) 検討事項	19
3 まとめ	19

(参 考)

監査における指摘と公表の基準	20
----------------	----

(注) 各表中の金額は、原則として表示の1桁下位を四捨五入した。このため、計数が一致しない場合がある。

なお、指摘事項や検討事項等の基準については、末尾に掲載した「監査における指摘と公表の基準」による。

定期監査

第1 監査の期間及び対象

令和7年1月31日から令和7年2月21日までの間、次のとおり実施した。

実施年月日	監査の対象
令和7年1月31日	こども育成課
令和7年2月3日	まるごと支援推進課・みんな就労支援センター，地域福祉課，生活福祉課
令和7年2月4日	長寿支援課，健康推進課，会計課
令和7年2月6日	教育総務課，学校教育課
令和7年2月7日	子育て支援課，市民課
令和7年2月12日	選挙管理委員会事務局，議会事務局
令和7年2月14日	生涯学習課，中央公民館，図書館，竹喬美術館，カブトガニ博物館
令和7年2月17日	環境課，スポーツ推進課，市民病院事務局・病院建設課
令和7年2月21日	人権推進課

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は，令和6年度における市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として，監査資料の提出を求め，関係諸帳簿を確認・点検するとともに，関係職員から説明を聴取するなどにより実施した。

なお，今回は，前回（令和4年度）と同様に，備品及び準公金の管理状況についても監査した。

また，前回の定期監査における指摘等の対応状況も留意して監査した。

第3 監査の結果

各監査対象における予算の執行，収入及び支出に関する事務については，関係法令，条例，規則，予算等に準拠し，おおむね適正に執行されているものと認められた。ただし，滞納繰越分の収入未済額，諸契約の状況，物品管理，前渡資金及び釣銭等の管理状況，準公金管理状況については改善を要するものが見受けられた。それぞれ必要な措置を講じ，適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

今回の監査では，諸契約の状況において，入札結果の不調が散見された。入札手続きにおいては市場価格の動向に注意して予定価格を設定されたい。

また、前回の定期監査における指摘事項等で改善が見られないものについては適切な対応を図られたい。

なお、軽微な事項（指示事項、注意事項、要望意見）については、本報告書の記載から省略しているが、担当課等にはその都度注意して改善するよう指導しており、また、改めて文書でも通知することとしている。

監査対象ごとの結果は、次のとおりである。

1 市民生活部

(1) 市民課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項は以下のとおり。

ア 指摘事項

(ア) 令和6年10月末現在、児童手当返還金に係る滞納繰越分の収入未済額は12万円となっている。引き続き、還付金発生の未然防止及び滞納繰越分の収入未済額の縮減に努めること。

児童手当返還金（滞納繰越分）の収納状況
(令和6年10月末現在)

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和5年度分	0	0	0	—
令和4年度分	0	0	0	—
令和3年度分	0	0	0	—
令和2年度以前分	120	0	120	0.0
合 計	120	0	120	0.0

(イ) 前渡資金の精算について監査した結果、随時の前渡資金について、支払後7日以内に精算をしていないものが見受けられた。

(2) 人権推進課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項等は以下のとおり。

ア 指摘事項

(ア) 令和6年10月末現在、住宅資金貸付金償還金に係る滞納繰越分の収入未済額は6,904万円、また、生活改善資金償還金に係る滞納繰越分の収入未済額は77

万円となっている。引き続き、滞納繰越分については、滞納事案ごとに整理した上で収入確保を図るなど、収入未済額の縮減に努めること。

住宅資金貸付償還金（滞納繰越分）の収納状況
(令和6年10月末現在)

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和5年度分	0	0	0	—
令和4年度分	0	0	0	—
令和3年度分	0	0	0	—
令和2年度以前分	69,946	899	69,047	1.3
合 計	69,946	899	69,047	1.3
前回監査時(令4)の状況	75,194	3,136	72,057	4.2

生活改善資金償還金（滞納繰越分）の収納状況
(令和6年10月末現在)

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和5年度分	0	0	0	—
令和4年度分	0	0	0	—
令和3年度分	0	0	0	—
令和2年度以前分	838	65	773	7.8
合 計	838	65	773	7.8
前回監査時(令4)の状況	916	37	879	4.0

(イ) 吉田文化会館における現金（釣銭）に係る収納手続きは、現行では1か月に1回であるが、現金（釣銭）の状況に応じて収納手続きをとられたい。

(3) 環 境 課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項は以下のとおり。

ア 指摘事項

(ア) 準公金（笠岡市環境衛生協議会）について監査した結果、以下の問題点が見られた。引き続き、笠岡市準公金取扱要綱の規定に従い、適正に管理されたい。

- ・預貯金通帳と預貯金口座の届出印の管理については、それぞれ別の者が管理し、届出印の管理は準公金管理者が行うべきところ、同一場所に保管していた。

- ・準公金管理者は、適正な会計処理を確認した結果について上司の検査を年2回以上受けるべきところ、これを満たしていなかった。

(イ) 随時の前渡資金について、支払後7日以内に精算をしていないものが見受けられた。

2 健康福祉部

(1) まるごと支援推進課・みんな就労支援センター

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

(2) 地域福祉課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項等は以下のとおり。

ア 指摘事項

準公金（笠岡市民生委員児童委員協議会など）について、準公金管理者は適正な会計処理を確認した結果について上司の検査を年2回以上受けるべきところ、これを満たしていないものが見受けられた。前回監査においても、同様の事例が見られた。笠岡市準公金取扱要綱の規定に従い、検査すること。

イ 検討事項

準公金について、収支決算書の監査監事による監査を受けていないもの、また、総会に諮られた収支決算書において、決算日の日付よりも前の日付で収支決算書を監査したとするものが見られた。収支決算書作成後に監査幹事に承認を受けられたい。

(3) 生活福祉課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項は以下のとおり。

ア 指摘事項

(ア) 令和6年10月末現在、生活保護費返還金に係る滞納繰越分の収入未済額は1,855万円となっている。引き続き、還付金発生の未然防止及び滞納繰越分の収入未済額の縮減に努めること。

生活保護費返還金（滞納繰越分）の収納状況

（令和6年10月末現在）

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和5年度分	1,706	280	1,426	16.4
令和4年度分	1,403	320	1,083	22.8
令和3年度分	1,680	231	1,449	13.8
令和2年度以前分	15,368	767	14,601	5.0
合 計	20,157	1,598	18,559	7.9
前回監査時(令4)の状況	21,693	1,626	20,066	7.5

(イ) 常時の前渡資金について、翌月の10日までに精算をしていないものが見受けられた。笠岡市会計規則の規程に従い、毎月分を計算し、翌月の10日までに精算書を作成するよう適正に処理されたい。

(ウ) 随時の前渡資金について、支払後7日以内に精算をしていないものが見受けられた。また、資金前渡職員は、速やかに支払いを行うことに努め、手元に現金を置く日数の縮減に留意されたい。

(4) 長寿支援課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項は以下のとおり。

ア 指摘事項

令和6年10月末現在、老人福祉施設入所者自己負担金に係る滞納繰越分の収入未済額は38万円となっている。引き続き、滞納繰越分については、滞納事案ごとに整理した上で収入確保を図るなど、収入未済額の縮減に努めること。

老人福祉施設入所者自己負担金（滞納繰越分）の収納状況

（令和6年10月末現在）

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和5年度分	119	0	119	0.0
令和4年度分	267	0	267	0.0
令和3年度分	0	0	0	—
令和2年度以前分	0	0	0	—
合 計	386	0	386	0.0

(5) 健康推進課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項は以下のとおり。前回監査において同様の事例があった事案については特に留意されたい。

ア 指摘事項

準公金（愛育委員協議会など）について検査した結果、以下の問題点が見られた。笠岡市準公金取扱要綱の規定に従い、適正に管理されたい。

- ・準公金を管理するものが、準公金を所管する課長（これに準ずるものを含む）としていないものが見られた。
- ・準公金管理者は適正な会計処理を確認した結果について上司の検査を年2回以上受けるべきところ、これを満たしていないものが見受けられた。
- ・預貯金通帳と預貯金口座の届出印の管理については、それぞれ別の者が管理し、届出印の管理は準公金管理者が行うべきところ、同一職員が同じ場所に保管しているものが見られた。
- ・現金等の収入及び支出について、収入伝票及び支出伝票に準公金管理者の決裁を受けていないものが見られた。
- ・収入伝票及び支出伝票の保存期間を5年としていないものが見受けられた。
- ・収支決算書を会計年度終了後速やかに作成していないものが見られた。

3 こども部

(1) 子育て支援課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

(2) こども育成課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項等は以下のとおり。

ア 指摘事項

令和6年10月末現在、幼稚園使用料に係る滞納繰越分の収入未済額は20万円となっている。引き続き、滞納繰越分については、滞納事案ごとに整理した上で収入確保を図るなど、収入未済額の縮減に努めること。

幼稚園使用料（滞納繰越分）の収納状況
(令和6年10月末現在)

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和5年度分	0	0	0	—
令和4年度分	0	0	0	—
令和3年度分	0	0	0	—
令和2年度以前分	203	0	203	0.0
合 計	203	0	203	0.0

イ 検討事項

準公金（笠岡市保育協議会）について検査した結果、次年度への繰越金の額が前年度からの繰越金の額より増となっており、繰越金の額が過度な額とならないように図られたい。また、収入伝票の収納日及び支出伝票の支払日と出納簿及び預貯金通帳の日付については整合を図られたい。

4 会計管理者

会 計 課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

5 市民病院

(1) 市民病院事務局

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

(2) 病院建設課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

6 教 育 部

(1) 教育総務課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

(2) 学校教育課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、検討事項は以下のとおり。

ア 検討事項

準公金（笠岡市教育研修所）について、現金出納簿、収入伝票及び支出伝票は、笠岡市準公金取扱要綱に定める様式によることを検討されたい。

(3) 生涯学習課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、検討事項は以下のとおり。

ア 検討事項

(ア) 現金（釣銭）等の管理状況について、現金（釣銭）の収納手続きは現行では月に1回であるが、現金（釣銭）の状況に応じて収納手続きをとられたい。

(イ) 準公金（笠岡市文化連盟等）について検査した結果、当該団体の現金出納期間は会計年度の期間とし、現金出納簿の記載事項は会計年度期間内とされたい。年度内の事業終了により、会計年度末を待たずに収支決算書を作成して監事等の監査を経て、当該団体の理事会又は総会に提出し、承認を受けるものについては、関係書類の整理の際に日付の整合性に留意されたい。当該団体の会計年度終了後は、速やかに収支決算書を作成し、幹事の監査を経られたい。立替払いとなった際の支出伝票における関係書類等の日付の整合性に留意されたい。笠岡市準公金取扱要綱の規定に従い、適正に管理されたい。

【中央公民館】

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

【図書館】

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

【竹喬美術館】

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項は以下のとおり。

ア 指摘事項

備品台帳について、担当課欄に施設名を記載しているものが見られた。担当課欄には課名を記載されたい。

【カブトガニ博物館】

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

(4) スポーツ推進課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項等は以下のとおり。

ア 指摘事項

準公金（笠岡市スポーツ協会）について、現金出納簿に伝票番号の記載がないもの、現金出納簿の収入金額及び支出金額の日付を収入伝票及び支出伝票の起票日を記載し、収入日及び支出日の日付としていないものが見られた。なお、現金出納簿については笠岡市準公金取扱要綱に定める様式に準じて作成されたい。

イ 検討事項

郵券の管理は、郵券受払簿によること。

7 議 会

議会事務局

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

8 選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により

監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

9 総括表

監査の対象 チェック項目	市 民 課	人 権 推 進 課	吉 田 文 化 会 館	環 境 課	ま る ご と 支 援 推 進 課 ・ み ん な 就 労 支 援 セ ン タ ー	地 域 福 祉 課	生 活 福 祉 課	長 寿 支 援 課	健 康 推 進 課	子 育 て 支 援 課	こ ど も 育 成 課	会 計 課	市 民 病 院 事 務 局	病 院 建 設 課	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	生 涯 学 習 課	中 央 公 民 館	図 書 館	竹 喬 美 術 館	カ ブ ト ガ ニ 博 物 館	ス ポ ー ツ 推 進 課	議 会 事 務 局	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
滞納繰越金の 収納状況	×	×	○	-	-	×	×	-	-	×	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備品管理関係	○	○	○	△	△	-	-	-	-	○	-	○	-	△	○	○	-	○	×	△	○	-	○	-
準公金の管理	-	○	×	-	×	-	-	×	-	□	-	-	-	△	□	□	-	-	-	-	-	×	-	-
現金（釣銭）等 の管理状況	○	×	-	-	-	-	-	-	-	△	○	○	-	-	-	□	-	△	△	○	△	-	-	-
前渡資金の 管理及び精算	×	-	×	-	-	×	△	-	○	-	-	-	-	△	○	-	-	-	-	-	-	△	△	-
そ の 他	△	○	○	○	△	○	△	△	○	○	△	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	□	○	△

- : 適正に行われていたもの
- ×
- : 検討事項
- △ : 指示事項・注意事項・要望意見
- : 該当がないもの

財政援助団体等監査

第1 監査の対象

- | | | |
|---|--------|----------------------------|
| 1 | 補助金の名称 | フリースペース運営事業補助金 |
| | 団体名 | 特定非営利活動法人エブリィハート 理事長 丸山 和子 |
| | 担当部署 | こども部 子育て支援課 |
| 2 | 補助金の名称 | 笠岡市離島地域協働型保育支援事業補助金 |
| | 団体名 | 白石・島づくり委員会 委員長 樋口 栄吉 |
| | 担当部署 | こども部 子育て支援課 |

第2 監査実施の日

令和7年2月7日，21日

第3 監査の範囲及び方法

本市が令和5年度及び令和6年度において財政的援助を行った各種団体の中から抽出し，補助金等に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として，監査資料，関係書類等の提出を求め，書類の審査，計数確認のほか，関係職員から説明を聴取して実施した。

第4 監査の結果

補助金の交付事務については，おおむね適正に行われているものと認められた。今後は，検討事項に留意し必要な措置を講ずるなど事務処理に万全を期されたい。

なお，軽微な注意事項等については，所管課にはその都度注意し，改善するよう指導しており，本報告書の記載から省略している。また，所管課には改めて文書で通知することとしている。

監査の結果は，次のとおりである。

1 フリースペース運営事業補助金

(1) 補助金の交付に関する規程等

笠岡市補助金等交付規則（昭和60年笠岡市規則第8号。以下「規則」という。）

(2) 補助金交付の目的

家庭に引きこもっている児童・生徒に対し，教育支援センターや学校へつなぐまでの社会的な居場所を提供し，自己や他者への信頼と生活リズムを取り戻す自立支

援活動及び保護者への精神的な不安の軽減のための居場所の提供活動に対して、公益上必要があると認めるものとして交付する。

(3) 対象財政援助団体の概要

特定非営利活動法人エブリィハート（以下「法人」という。）は、平成24年2月3日、特定非営利活動法人の認証を岡山県知事から得ている。令和6年4月1日現在の役員の構成は、理事長1名、副理事長2名、理事2名、監事2名の計7名となっている。法人の会員は正会員及び賛助会員で構成している。

法人の活動は、不登校の児童生徒やひきこもりの若者に、自宅に代わる居場所を提供し、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える者たちとその家族に相談・支援に関する事業を行い、青少年を健全に育成し安全で活力ある地域づくりに寄与することを目的としている。

令和5年度末現在の会員数は、以下のとおりである。

令和5年度 特定非営利活動法人エブリィハート会員数

区分	正会員	賛助会員	計
会員数（人）	1	20	21

(4) 交付の対象となる事務又は事業の内容

法人が行う補助対象事業は以下のとおりである。

- ① 子どもや若者の居場所提供事業
- ② 親や家族に対する支援事業
- ③ 不登校・ひきこもりに関する相談受付・情報提供事業
- ④ 社会参加への支援事業
- ⑤ 不登校やひきこもりの人への支援と理解を求めるための事業
- ⑥ その他目的を達成するのに必要な事業

(5) 補助金の算定方法

法人の行う事業に公益上必要があるとして、予算措置によって行われている。

規則に従い、事務手続きを行っており、規則第5条第1項第1号に規定する「市民活動団体に対して支出するもの」に該当として、補助金の交付申請に際して、当該申請に係る書類の審査により交付を決定している。

審査に供される申請書の添付書類は、(1)当該年度事業計画書、(2)当該年度収支予算書、(3)前年度決算書、(4)前年度事業報告書である。

補助金額は当該年度事業費から当該年度の利用者からの利用料及びその他の収入

を除いた額としており、実質的な補助率は10分の10となっている。

当該補助金の開始時期は平成24年度である。

(6) 補助金の交付状況

規則による当該補助金に係る事務の執行は以下のとおりである。

交付申請	令和5年4月1日	交付申請額	5,300,000円
交付決定	令和5年4月19日	交付決定額	5,300,000円
補助金請求	令和5年4月19日	概算払請求額	5,300,000円
補助金支出	令和5年4月27日	概算払支出額	5,300,000円
実績報告	令和6年3月31日	実績報告額	5,300,000円
精算報告	令和6年3月31日	精算額	5,300,000円

(7) 収支状況

令和5年度の予算及び決算の収支は、次のとおりである。

令和5年度 予算及び決算の収支

収 入

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	備 考
補助金及び 交付金	5,300,000	5,300,000	笠岡市補助金
諸 収 入	75,000	25,422	子どもの居場所利用料 20,000 相談事業利用料 5,400 預金利子 22
繰 入 金	17,000	21,650	前年度繰越金 21,650
収 入 合 計	5,392,000	5,347,072	

支 出

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	備 考
賃 金	4,500,000	4,420,000	子どもの居場所事業スタッフ給 料 2,880,000 相談事業相談員給料 1,540,000
旅 費	125,000	180,000	子どもの居場所事業訪問送迎ガ ソリン代 140,000 相談事業訪問送迎ガソリン代 40,000
需 用 費	286,000	309,690	消耗品、教材費、光熱水費、下水 道代、会議費、修繕費、印刷費、 燃料費
役 務 費	115,000	67,055	通信運搬費、自動車保険料

使用料及び 賃借料	270,000	270,000	家賃
負担金及び 交付金	6,000	5,500	会費
備品購入費	60,000	83,300	プリンター, 棚
公 課 費	0	11,400	自動車税, 印紙代
繰 越 金	30,000	127	翌年度への繰越金
支出合計	5,392,000	5,347,072	

(令和5年度フリースペース運営事業費補助金交付申請書及び同添付書類, 令和5年度フリースペース運営事業費補助金実績報告書及び同添付書類から作成)

法人の予算書及び決算書は翌年度への繰越金を支出に計上し支出合計としており, これにより収支差引き額を0円としている。

令和5年度の補助金額は5,300,000円である。収入合計額5,347,072円と支出合計5,347,072円に対する市補助金の割合は99.1%である。

(8) 検討事項

当該補助金は, 被補助団体の事業に公益上必要があるとして, 予算措置による補助金である。補助対象経費については, 事業計画書及び実績報告書等の記載内容等により把握し, 事業効果の検証に努めるように検討されたい。

2 笠岡市離島地域協働型保育支援事業補助金

(1) 補助金の交付に関する規程等

- ・笠岡市離島地域協働型保育支援事業補助金交付要綱（令和4年5月19日告示第99号。以下「要綱」という。）
- ・笠岡市補助金等交付規則（昭和60年笠岡市規則第8号。以下「規則」という。）

(2) 補助金交付の目的

笠岡諸島振興計画に基づき, 就学前の幼児を受け入れる保育施設などがない離島においても安心して子育てすることができるよう, 託児所的施設を設置運営する場合に, 予算の範囲内で笠岡市離島地域協働型保育支援事業補助金（以下「補助金」という）を交付するもの。（要綱第1条）

補助金は, 地元組織等が託児所的施設を運営するに当たり, その運営する経費に

ついて補助することにより，当該施設の運営の安定を図り，もって利用幼児の心身の健全な育成を図ることを目的として交付する。（要綱第3条）

(3) 補助対象地域及び補助対象施設

補助金の交付対象となる地域は，市の行政区域にある高島以南の離島とする。（要綱第4条）

補助金の交付対象となる託児所的施設（以下「対象施設」という。）は，地元組織等が対象施設として設置及び運営する施設とする。（要綱第5条第1項）

利用児童は小学校就学前子どもとし，かつ，人数は5人以下とする。（要綱第5条第2項）

(4) 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は地元組織等が当該年度に支出する対象施設に係る経常的な運営費とし，その内容は別表のとおりとする。（要綱第6条）

別表

	補助対象経費	補助範囲
1	人件費	保育士，看護師及び補助員に係る経費とし，保育士又看護師は原則週5日勤務相当，補助員は原則週3日勤務相当を上限とする。ただし，地域おこし協力隊などの他の制度を活用する場合は当該経費部分を控除する。
2	維持管理費	対象施設の維持管理に係る光熱水費等の経費
3	活動に係る経費	図書購入等活動に必要な経費
4	その他の経費	その他市長が必要と認めた経費

(5) 対象財政援助団体の概要

託児所的施設を設置運営する補助対象団体は，白石・島づくり委員会（以下，「委員会」という。）である。令和6年4月1日現在の委員会の構成は，会長1名，副会長1名，監事2名を含む22名及び事務局員3名の計25名となっている。

委員会が設置運営する託児所的施設は，くわのみすくすくえん（以下「園」という）である。園には，園長1名，保育士3名，補助員3名（うち岡山県研修修了者2名），事務局員1名を置いている。

園は旧白石幼稚園の施設を使用している。令和4年度から委員会が園を運営するにあたり，市は令和3年度に施設を整備した。白石幼稚園は令和3年度末で廃園と

なっている。

(6) 補助金交付の対象となる事業

白石島内の未就学児（令和5年度は2名）の保育事業。

補助対象地域 笠岡市白石島地内

補助対象施設 くわのみすくすくえん（笠岡市白石島 2482-1）

設立 令和4年5月1日

補助対象経費 委員会が当該年度に支出するくわのみすくすくえんに係る経常的な運営費

(7) 補助金の算定方法

補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額（千円未満の端数はこれを切捨てる。）で算定し、予算の範囲内で交付する。（要綱第7条）

補助金に係る事務手続きは要綱及び規則に従っている。交付決定の手続きは、交付申請書受理後、申請書添付の事業計画書及び収支予算の内容を審査し、交付を決定している。交付決定通知後に、補助金請求書により交付決定額全額の請求を受け、概算払いにより支出している（要綱第10条及び規則第16条第1項）。決算見込に際し、補助対象額の変動による補助金交付決定額の変動において、令和5年度の補助金の減額となる見込額が既決定額の3割を超えないため、要綱第9条第2号の規定により変更交付申請に係る手続きを略し、年度末の実績報告により額を確定し、精算を行っている。

交付決定額4,310,000円に対する実績報告における減額は671,000円で、交付決定額に対して15.6%の減少である。

当該補助金は、委員会において園の運営を開始した令和4年度から交付されている。なお、補助金額の2分の1は国庫支出金を財源としている。

(8) 補助金の交付状況

要綱及び規則に規定された当該補助金に係る事務の執行状況は以下のとおりである。

交付申請	令和5年7月1日	交付申請額	4,310,000円
交付決定	令和5年7月11日	交付決定額	4,310,000円
補助金請求	令和5年7月14日	概算払請求額	4,310,000円
補助金支出	令和5年8月3日	概算払額	4,310,000円
実績報告	令和6年3月31日	実績報告額	3,639,000円

確定通知 令和6年3月31日 確定額 3,639,000円

返納通知 令和6年3月31日 返納(戻入)額 671,000円

返納(戻入) 令和6年5月8日 返納(戻入)額 671,000円

実績報告書における補助対象経費 3,639,000円が変更後の補助金額として確定し、既交付額(概算払額) 4,310,000円から確定額を差引いた 671,000円が返納された。

(9) 収支状況

令和5年度の収支状況は、次のとおりである。

令和5年度 予算及び決算の収支

収 入 (単位：円)

科 目	予算額	決算額	摘要(決算額)
補助金	4,310,000	3,639,000	笠岡市補助金(確定額) 概算払額 4,310,000 - 返還額 671,000
施設利用費 負担金	888,000	888,000	保育無料化に係る施設利用費負担 金 7,000円/月人×12月×2人
自己負担金	0	151	調整額
収入合計	5,198,000	4,527,151	

支 出 (単位：円)

科 目	予算額	決算額	備 考
人件費	2,400,000	2,444,210	保育士(2名)・補助員(3名)賃金 12か月分
通勤費	720,000	404,850	保育士(1名)・補助員(2名)船賃 12か月分
需用費	1,150,000	1,088,177	・消耗品費 414,993 トイレトペー パー・消毒液・清掃道具他 ・燃料費 22,154 ガス料金 ・電気代 622,221 ・水道代 28,809
役務費	60,000	0	通信費電話使用料
委託料	807,000	533,304	・浄化槽管理委託料 351,804 ・受水槽及び高架水槽 82,500 ・消防点検委託料 99,000
保険料	61,000	56,610	施設賠償責任保険, 島外遠足保険
支出合計	5,198,000	4,527,151	

(令和5年度笠岡市離島地域協働型保育支援事業補助金交付申請書及び同添付書類、令和5年度笠岡市離島地域協働型保育支援事業補助金実績報告書及び同添付書類から作成)

予算収支差引額 5,198,000円 - 5,198,000円 = 0円

決算収支差引額 4,527,151円 - 4,527,151円 = 0円

補助対象経費(支出合計)4,527,151円から収入における施設等利用費負担金及び自己負担金の額888,151円を除いた額(千円未満の端数を切捨て)3,639,000円が変更後の補助金の額である。

令和5年度の補助金額(確定額)は3,639,000円で、収入合計額4,527,151円及び支出合計4,527,151円に対する市補助金の割合は80.4%である。

(10) 検討事項

交付申請書に添付された収支予算書及び実績報告書に添付された収支決算書の摘要欄の記述については、金額の算出根拠及び内訳等をより詳細とするか、若しくは、別紙による添付とすることについて、委員会に対して指導することを検討されたい。

3 まとめ

フリースペース運営事業補助金及び笠岡市離島地域協働型保育支援事業補助金に係る手続き及び出納に事務については、関係書類には規則及び要綱に掲げられた書類が添付されており、おおむね適正に執行されていた。

引き続き、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(参 考)

監査における指摘と公表の基準

●：するもの、○：できるもの

区 分	内 容	講評 通知	公 表	
			結果 報告	措置 状況
指摘事項	1 法令，規程，要領及び通知等に抵触する事項 2 故意又は重大な過失によるもの 3 収入及び支出で，著しく不経済な行為又は相当額の損害が生じているもの (1) 滞納繰越金の収入未済額が10万円を超え，かつ， 調定額に対する収納率が20%以下のもの (2) 支払の遅延により支払利息等の損害が発生しているもの (3) その他 4 その他著しく不適切又は妥当性を欠くもの 5 前回の監査で注意した事項で改善の努力がなされていないもの	●	● 具体的	●
検討事項	1 事務の処理方法の統一など，各部局間の調整等を要するもの 2 制度上の不備等で検討を要するもの	●	●	●
指示事項	事務処理における明らかな誤り（指摘事項よりは軽易なもの）であって，容易に修正・変更が可能なもの	●	○ 概要	
注意事項	1 事務処理上の記載誤り，記載もれなど軽易な誤りのもの 2 その他事務処理に当たり留意すべきもの	●	○ 概要	
要望意見	業務運営に当たっての留意や努力を求めるもの	●	○ 概要	

※平成23年度制定，平成23年度定期監査(後期)から適用

※平成26年度一部改正，平成26年度定期監査(前期)から適用

※令和3年度一部改正，令和3年度定期監査(後期)から適用